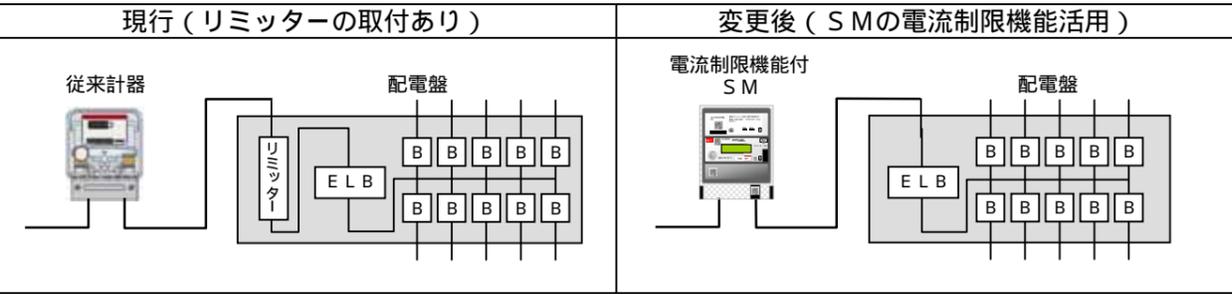


低圧スマートメーター導入に伴う配線方法の変更について

1 電流制限器（リミッター）の取扱

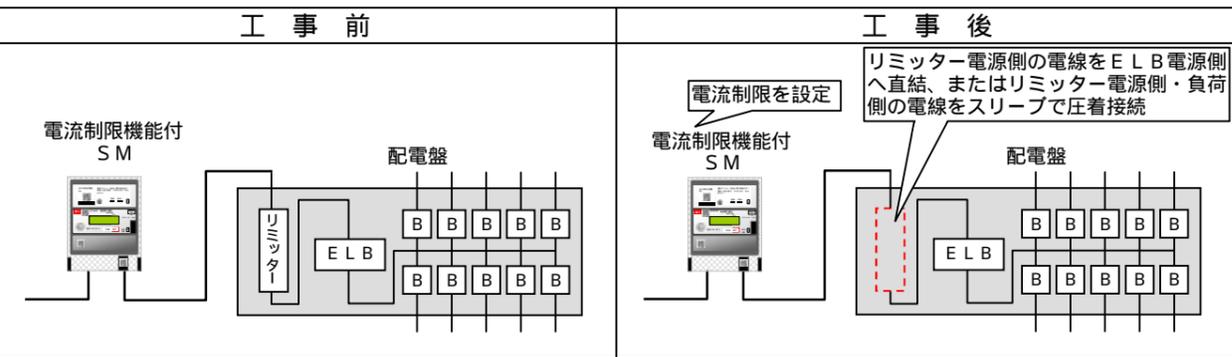
- (1) スマートメーター(以下SMとする)導入後の標準配線（リミッターの設置が不要となります）
  - 電流制限機能を有するSMの導入に伴い、リミッターの設置が不要となるため、リミッターを使用した契約の標準配線は、下図のとおりです。
  - 既設のお客さまが単3化や増設などに伴い引込口以降の幹線を張替の場合も、当社は電流制限機能付SMを取付、既設のリミッターは回収します。



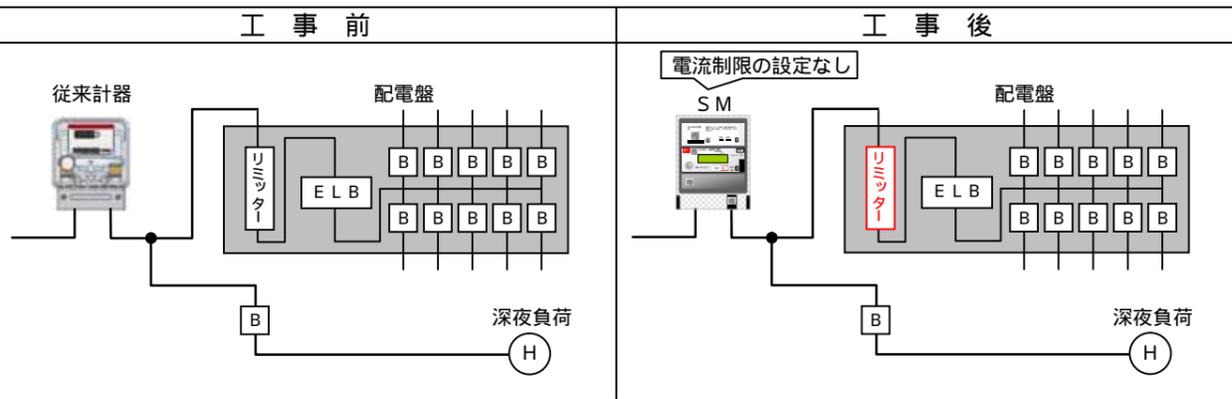
屋内配線工事に伴い分電盤の新設・取替を行う場合は、リミッタースペースのない分電盤の設置をお願いします。リミッタースペース付分電盤を設置した場合は、リミッター外部を割らずに、また、引込口配線は主開閉器に直接接続ください。電流制限を設定できるSMの適用電線サイズは、単2配線は14mm<sup>2</sup>以下、単3配線は22mm<sup>2</sup>以下です。

(2) 参考：契約容量変更時のリミッターの取扱について

- 【参考】契約容量の変更申込みに伴いリミッターを撤去するケース
  - 電流制限機能付SMを設置済のお客さまが契約容量を変更する場合は、当社にてリミッターを撤去し、当該箇所の電線を接続します。また、リミッターの撤去に合わせてSMへ契約容量の設定を行います。
  - ただし、電流制限機能付SMが未設置の場合は、これまでと同様にリミッターを取替（契約容量変更後の契約容量に応じたリミッターへ取替を行い、SMによる電流制限は行いません）



- 【参考】契約容量の変更申込みに伴いリミッターを撤去しないケース
  - 1計量方式で負荷設備契約している既設のお客さまは、電流制限機能付SMで契約管理ができないことから（電灯分の電流制限が必要なため）これまでと同様にリミッターを取替（契約容量変更後の契約容量に応じたリミッターへ取替を行い、SMによる電流制限は行いません）

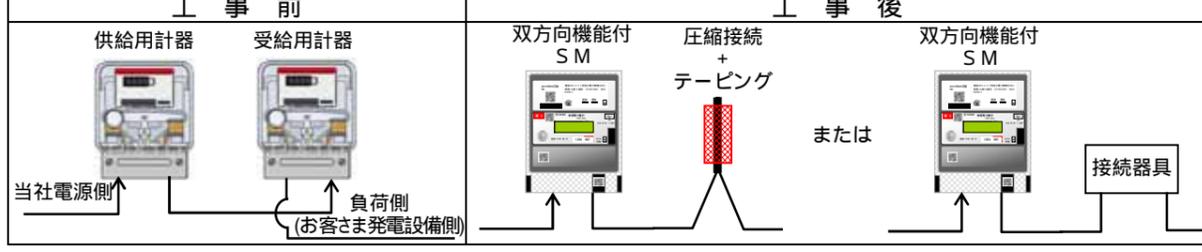


2 受給用計器の取り扱い

- (1) SM導入後の標準配線(受給用計器が不要となります)
  - SMの双方向計量機能により、1台の計器で供給・受給両方の計量を行いますので、受給用計器が不要となります。SM導入後の標準配線は下図のとおりです。(全量配線も同様)

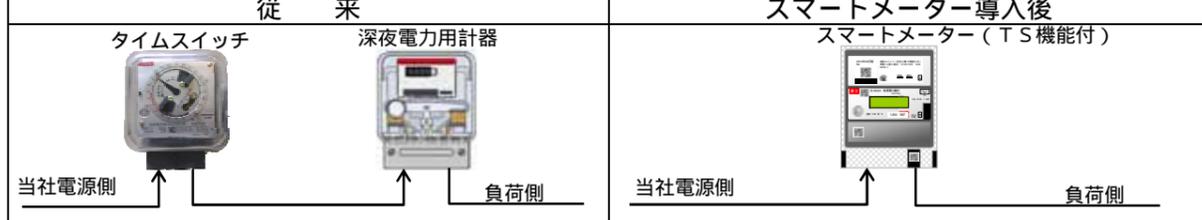


- (2) 参考：既設設備に対する配線方法の変更について
  - 検満工事などで受給用計器を撤去する場合は、電線をスリーブまたは接続器具で接続します。

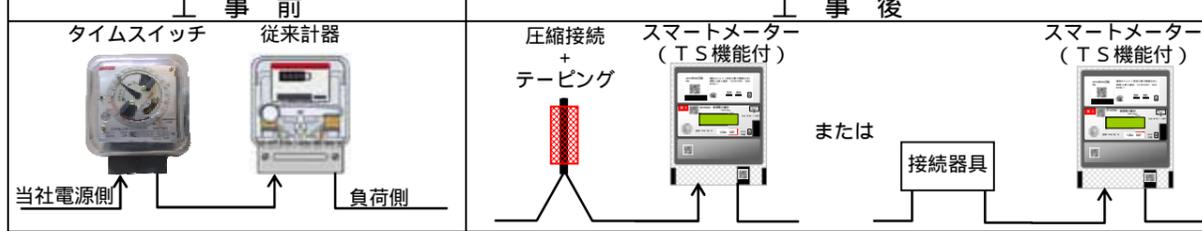


3 タイムスイッチ（NTS）の取り扱い

- (1) SM導入後の標準配線（当面の間、単2計量 30Aまで）
  - SMのTS機能によりNTSが不要となるため、深夜電力を2計量方式で計量する場合の標準配線は下図のとおりです。



- (2) 参考：既設設備に対する配線方法の変更について
  - 計器の検満工事に合わせてNTSを撤去する場合は、電線をスリーブまたは接続器具で接続します。



4 低圧変流器の仕様変更（端子ブロック型低圧計器用変流器の導入）

- 低圧変流器を新設する場合、これまでの箱付の変流器に代わって端子ブロック型の変流器を取付ます。（単2計量を除く）
- 変流器付計器の標準配線は下図のとおりです。

